

第 4664 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 2月 7日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 喀痰吸引費の医療費控除の取扱い

**Q**：介護福祉士等による喀痰吸引が認められるようになりましたが、これに係る医療費控除の取扱いはどのようになりますでしょうか？

**A**：居宅サービス等に要する費用に係る自己負担額の10分の1を医療費控除の対象とすることができます。

### 【解説】

平成24年度の税制改正において、平成24年4月1日以後に支払われる喀痰吸引等の費用は、医療費控除の対象にされることとなっていますが、その取扱いについては、さきごろ厚生労働省からの照会によって、次の区分に応じそれぞれ居宅サービス等に要する費用に係る自己負担額の10分の1をその対価の額として取り扱うことが明らかにされました。

- ① 指定居宅サービスの場合  
居宅介護サービス費用基準額から居宅介護サービス費の額を控除した金額
- ② 指定介護予防サービスの場合  
介護予防サービス費用基準額から介護予防サービス費の額を控除した金額
- ③ 基準該当居宅サービス及び基準該当介護予防サービスの場合  
指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの場合に準じて算定した自己負担額
- ④ 指定地域密着型（介護予防）サービスの場合  
地域密着型介護（予防）サービス費用基準額から地域密着型介護（予防）サービス費の額を控除した金額

